

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」が終了されたことに伴い、失業の認定は下記の取扱いとなります。（本取扱は、**原則令和3年6月9日以降の失業認定日の方が対象**となります。）

1 認定日には、ハローワークへの来所が必要です

(1) 認定日当日に来所されなかった場合

認定日当日に来所されなかった場合は、「不認定」となり、次回認定日（おおむね4週間後）に「認定」を受けるまでの間、給付金が支給されなくなりますのでご注意ください（給付金の受給が出来なくなる場合もあります。）なお、以下2の方については、特例措置があります。

※「認定日の変更が認められる場合」については、「受給資格者のしおり」P19をご参照ください。

(2) 求職活動について

失業給付金を受給するには、求職活動実績（「受給資格者のしおり」P15・16参照）が所定回数以上必要となります。

所定の求職活動実績が不足している場合は、認定日当日に来所されても「不認定」となり、認定日当日に来所しなかった場合と同様、次回認定日（おおむね4週間後）に「認定」を受けるまでの間、給付金が支給されなくなりますのでご注意ください（給付金の受給が出来なくなる場合もあります。）なお、以下2の方については、特例措置があります。

2 失業の認定の特例措置（対象者限定）について

①高年齢（おおむね60歳以上）の方 ②基礎疾患を有する方 ③妊娠中の方

上記①～③にあてはまる方に限り、新型コロナウイルス感染予防等の観点からハローワークへの来所を控えたい場合、新型コロナウイルス感染症の影響により求職活動が行えなかった場合に、次の取扱いができます。

- 「郵送による失業認定」※来所による失業認定よりも、給付金の入金は遅れます。
- 「求職活動の実績の有無に関わらず、失業の認定（失業給付金の受給）」

上記①～③に当てはまる方で、「郵送による失業認定」を希望される場合は、指定されている失業認定日当日から7日以内に、以下の書類をハローワークに郵送してください。

なお、ハローワークへの事前連絡は不要です。

- 1 「雇用保険受給資格者証」（受給資格者証を交付されていない、初回認定の方は除く）
- 2 「失業認定申告書」（裏面の記入例をご参照ください）
- 3 「返信用封筒（切手不要）」（宛先の住所・氏名をご記入ください）

※上記取扱いは、今後の新型コロナウイルスの状況等により変更となる場合があります。

《問合せ先》 〒983-0852
仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル4階
ハローワーク仙台 雇用保険給付課
電話 022-299-8811（代表）

失業認定申告書記入の留意事項

記載内容等について、電話で確認させていただく場合があります。（記入後の失業認定申告書は、コピーをお取りいただくと、電話での確認がスムーズになります。）

様式第14号（第22条関係）（第1面）

失業認定申告書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

※ 帳票種別 14200

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いを行いましたか。	ア した	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7		
	イ しない	8	9	10	11	12	13	14								8	9
		月	15	16	17	18	19	20	21	月	15	16	17	18	19	20	21
			22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
			29	30	31						29	30	31				

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分か）などを記入してください。	収入のあった日	収入のあった日	収入のあった日
---	---------	---------	---------

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動を行いましたか。	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。		活動日	利用した
	求職活動の方法			
ア 求職活動をした	(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等			
	(イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等			
	(ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等			
	(エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等			
	(2)(1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募	事業所名、部署	応募日	
イ 求職活動をしなかった	(その理由を具体的に記載してください。)			

4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。	
	イ 応じられない		
5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所) 事業所 (就職先住所) 所在地 (就職先電話番号) 電話番号
	イ 自営	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(自営先事業所) 事業所 (自営先住所) 所在地 (自営先電話番号) 電話番号

雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 地方運輸局長 殿

支給資格者氏名 () 印

支給番号 ()

1. 支給番号	2. 未支給区分	3. 持期間満了年月日
4. 支給期間		
7. 就業手当支給日数		
8. 就業年	9. 就業月	10. 経路
11. 就業日	12. 経路	13. 経路

指定された認定日の日付を記入してください。

就職又は就労、内職又は手伝いをした場合は、カレンダーに記入してください。なお、記載内容について、電話で確認させていただきます。

『新型コロナウイルス感染を懸念し、求職活動が行えなかった』場合は、その旨記入してください。
※ 求職活動実績の有無に関わらず、失業の認定（基本手当の支給）を行います。

支給番号が分からない方は、『生年月日』を記入してください。

記入もれ等がないか、郵送する前に、再度、内容を点検してください。（電話確認等で、支給に日数がかかる場合があります。）円滑な認定にご協力をお願いします。

備考欄外に、『〇〇（高齢・基礎疾患・妊娠中）のためハローワークに来所困難』と記入してください。また、**昼間に連絡可能な電話番号**を記入してください。